北日本銀行

証券コード：8551

第114期
定時株主総会
招集ご通知

■日時

平成30年６月22日（金曜日）午前10時

（午前９時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、
お早めにお越しください。）

■場所

岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号
当行本店　３階　大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目　次

第 114 期定時株主総会招集ご通知 …… 1
添付書類
第 114 期事業報告 …… 5
第 114 期計算書類 …… 29
第 114 期連結計算書類 …… 31
監査報告書 …… 33
株主総会参考書類
　議　　案　剰余金の処分の件…… 37

証券コード　8551
平成30年５月31日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号
株式会社 北日本銀行
取締役頭取　　柴　田　克　洋

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成30年６月21日（木曜日）午後５時10分までに議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月22日（金曜日）午前10時
（午前９時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）

2. 場　　所　岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号
当行本店　３階　大会議室

3. 株主総会の目的である事項

報 告 事 項　1. 第114期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

2. 第114期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

議　　案　剰余金の処分の件

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後５時10分までに到着するようご返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

後記４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト、もしくは当行指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、平成30年６月21日（木曜日）午後５時10分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

（3）重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http：//www.kitagin.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 株主資本等変動計算書　② 個別注記表（計算書類の注記）
③ 連結株主資本等変動計算書　④ 連結注記表（連結計算書類の注記）

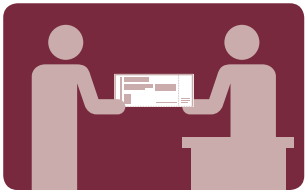
したがって、本招集ご通知の計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ウェブサイト（http：//www.kitagin.co.jp/）に掲載させていただきます。

■議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時　平成30年6月22日（金）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行　使　期　限　平成30年6月21日（木）午後5時10分到着

議決権行使書用紙の記入方法



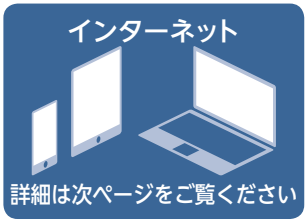
各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印



このような場合は無効となります。

賛成、反対の両方に○印をつけた場合



次ページの案内に従って、行使期限までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

行　使　期　限　平成30年6月21日（木）午後5時10分

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては右記にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル
0120-707-743
受付時間 午前９時～午後９時（土曜、日曜、祝日も受付）

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

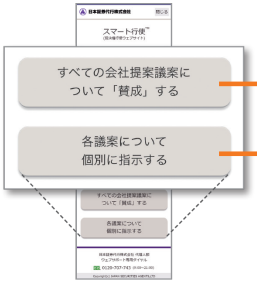
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ステップ 1



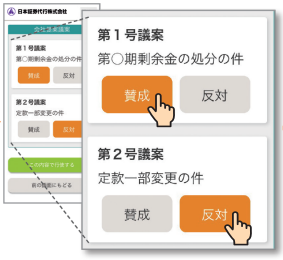
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ 2



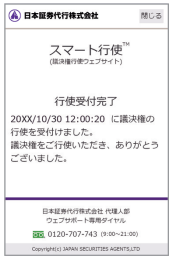
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

ステップ 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

ステップ 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

ご確認ください！ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合　（議決権再行使の場合）

ステップ 1

議決権行使ウェブサイトにアクセス
https://www.e-sokai.jp

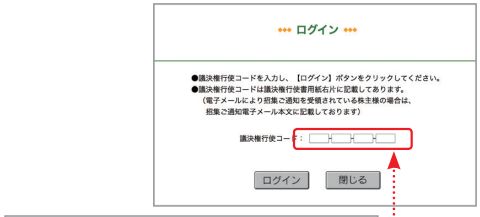
ステップ 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、**「次へすすむ」**をクリック

ステップ 3

議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック
「パスワード」を入力し、**「次へ」**をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
https://www.e-sokai.jpへ遷移します。





議決権行使書用紙左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力

〔ご注意事項〕
- ●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- ●書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- ●インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

（添付書類）

第114期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社３社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

金融経済環境

当期におけるわが国経済は、海外経済の緩やかな成長が続く中、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直しの動きを見せるなど、全体として緩やかな回復基調が続きました。

金融市場においては、長期金利は、日本銀行による金融緩和政策等を背景に、概ねゼロ近傍で推移しました。日経平均株価は、年度前半においては２万円を挟む一進一退の展開が続いたものの、年度後半においては日本企業の好調な業績と世界的な株高を受け、一時２万４千円台を回復しました。期末にかけてはトランプ米政権の通商政策や閣僚人事の動向、国内における内閣支持率低下等から下げの展開となり、平成30年３月末の終値は２万1,454円となりました。

当行の主な営業エリアである岩手県内経済においては、東日本大震災以降一時は0.04倍にまで落ち込んでいた有効求人倍率が、平成30年１月には1.46倍を示し、震災後の最高倍率を更新しました。このような雇用情勢のもと、企業における人手不足の影響や、日照不足による農作物の生育の遅れなどが懸念されたものの、県内経済は引き続き持ち直しの動きを維持し、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のもと、当行グループは、平成29年度よりスタートした「中期経営計画『Focus2020』シンカ（進化・深化）する３年～すべてはお客さまの課題解決に向けて～」の初年度として、次のような施策に取り組んでまいりました。

震災復興支援関係では、営業統括部地域事業支援室「復興支援チーム」と審査部「企業支援チーム」が中心となり、各営業店と連携を図りながら被災企業を訪問し、今後の事業継続や固有の経営課題に対してきめ細やかな支援を実施いたしました。具体的には、被災企業の販路拡大支援のための商談会の共同開催や、震災復興支援アドバイザー等の外部専門家の派遣支援などにより、被災企業の復旧・復興への全面的な支援に継続して取り組みました。

地域経済の活性化に向けた取り組みでは、営業統括部地域事業支援室が中心となり、お客さまの課題解決に向けた、多様な金融サービスの提供による金融仲介機能の発揮に取り組みました。地方創生分野においては、平成29年11月に滝沢市と「地域包括ケアシステム構築にかかる連携協定」を締結し、高齢者の暮らしを支える体制づくり等において包括的に協力することといたしました。今後とも、市町村との連携を深めつつ地方創生の推進に取り組んでまいります。医療・介護・ヘルスケア分野においては、営業統括部地域事業支援室「メディカル・ケアチーム」を中心に、お客さまの事業構想段階から積極的に関与する経営支援体制が定着し、各種セミナーの開催や介護施設建設資金の支援など、地域医療の安定に貢献することができました。また、事業承継・M＆A分野においては、当行行員50名が新たに「M＆Aシニアエキスパート」資格を取得し、有資格者が55名となりました。これにより、専門知識やノウハウの提供に努め、取引先企業の持続的な発展と地域の活性化に貢献してまいります。

個人向けサービスでは、平成29年10月にスマートフォンを利用して、個人のお客さまの残高・取引明細照会等のできる「北日本銀行アプリ」をリリースし、利便性の向上に取り組みました。また、お客さまのライフプランに応じたコンサルティング機能を強化するため、ワンストップ型の新たな相談チャネルとして平成29年10月に「盛岡南ローン・ほけんプラザ」を開設しました。

人材活用への取り組みでは、女性職員が働き甲斐と仕事上の達成感を感じながら、多様な価値観とライフスタイルに合致する働き方を実現できる環境整備が評価され、平成30年４月に「いわて女性活躍認定企業（ステップ２）」として認定されました。また、従業員の健康保持・増進やワークライフバランスの実現に向けた取り組みにより、経済産業省等及び日本健康会議が実施している「健康経営優良法人認定制度」の「健康経営優良法人～ホワイト500」に認定されました。

店舗関係では、効率的な店舗戦略による経営資源の有効活用と一層の営業力強化を図るため、平成29年７月に湯沢支店を横手支店に統合し、平成30年３月には河原木支店を八戸支店の店舗内店舗として統合いたしました。また、店舗外ＡＴＭは、新たに４か所を設置する一方で、４か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は77店舗・１出張所、店舗外ＡＴＭは166か所となりました。

当行グループの持続可能性の基盤となるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）への取り組みでは、環境面において紙資源のリサイクル推進や、省エネへの各種取り組みを実施し、社会面においては地方創生等を通じた地域社会への貢献、働き方改革を踏まえた役職員のライフスタイル環境の整備などを実施し、ガバナンス面においてはコーポレートガバナンス・コードへの対応、コンプライアンス遵守態勢の構築・運用などを実施しております。

以上の取り組みの結果、次のような業績を収めることができました。

業容面では、預金（譲渡性預金含む）は、譲渡性預金や公金・金融機関預金の減少などにより、当連結会計年度末残高は前期比134億円減少し１兆3,375億円となりました。貸出金は、リテール貸出金（事業性貸出金、住宅ローン、その他ローン）や、シンジケートローン等の市場型間接貸出が増加したため、当連結会計年度末残高は前期比184億円増加し8,855億円となりました。有価証券は、償還に伴う債券残高の減少や保有外債投信の売却などにより、当連結会計年度末残高は前期比568億円減少し3,679億円となりました。

収益面では、当連結会計年度の経常収益は、株式等売却益の増加等により、前期比17億10百万円増加し256億63百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損の増加等により、前期比35億38百万円増加し231億90百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比18億29百万円減少し24億72百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比11億２百万円減少し16億22百万円となりました。

対処すべき課題

当行の主たる営業エリアである岩手県は、東日本大震災からの復興需要という特殊要因もピークを越え、少子高齢化や都市部への人口流出による生産年齢人口の減少も続いていることから、経済規模の縮小懸念が現実のものとなりつつあります。加えて、日本銀行の「マイナス金利政策」の継続など、当行の経営を取り巻く環境はかつてない厳しい状況下にあります。

そのような中、当行は、親身にきめ細かくお客さまの課題解決に集中・特化しサービス価値を高めることで、他の金融機関との「違い」を際立たせ、地域での存在感を発揮し、地域のお客さまとともに成長・発展する銀行を目指すというビジョンのもと、平成29年４月からの３年間を計画期間とする「中期経営計画『Ｆｏｃｕｓ２０２０』シンカ（進化・深化）する３年～すべてはお客さまの課題解決に向けて ～」を策定しました。

本中期経営計画では、基本方針に「リテール金融への更なる深化」と「営業チャネルの最適化」を掲げ、お客さまのライフストーリーをよく理解し、最適なサービス・商品を提供できる切れ目のない営業体制を目指すとともに、営業体制の改革をはじめとした営業チャネルの最適化により独自性を追求し、環境変化に打ち勝つ事業モデルのシンカ（進化・深化）に役職員が一丸となって取り組んでおります。

さらに、地域社会の課題解決への関与や、コーポレートガバナンスの高度化など、当行グループの持続的成長に求められるＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）への取り組みを積極的に進めてまいります。

今後とも、皆さまには、一層のご愛顧とお引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	248	251	239	256
経常利益	46	43	43	24
親会社株主に帰属する当期純利益	43	28	27	16
包括利益	103	18	△9	16
純資産額	698	712	698	710
総資産	14,671	14,811	14,440	14,260

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	13,705	13,861	13,436	13,378
定期性預金	7,513	7,262	6,824	6,438
その他	6,192	6,598	6,612	6,939
社債	60	30	30	30
貸出金	8,814	8,767	8,712	8,907
個人向け	3,262	3,321	3,406	3,505
中小企業向け	3,124	3,077	3,057	3,167
その他	2,427	2,368	2,249	2,234
商品有価証券	1	1	1	2
有価証券	4,446	4,776	4,257	3,689
国債	1,627	1,436	1,223	921
その他	2,818	3,340	3,034	2,767
総資産	14,652	14,802	14,417	14,249
内国為替取扱高	54,123	52,690	48,802	45,221
外国為替取扱高	百万ドル 135	百万ドル 134	百万ドル 226	百万ドル 269
経常利益	百万円 4,397	百万円 4,079	百万円 3,964	百万円 2,142
当期純利益	百万円 4,157	百万円 2,681	百万円 2,509	百万円 1,409
１株当たり当期純利益	円　銭 486 16	円　銭 313 63	円　銭 293 30	円　銭 164 64

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　１株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他	銀行業	リース業	その他
使用人数	886人	9人	7人	904人	7人	8人

（注）1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当年度末における平均年齢は銀行業39歳７ヶ月、リース業51歳４ヶ月、その他49歳３ヶ月、平均勤続年数は銀行業16年11ヶ月、リース業13年３ヶ月、その他14年３ヶ月であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

当　行

	当年度末		前年度末		主要な営業所
	店	うち出張所	店	うち出張所	
岩手県	56	(—)	57	(1)	本店営業部ほか
青森県	5	(—)	5	(—)	青森支店ほか
秋田県	3	(—)	4	(—)	秋田支店ほか
宮城県	11	(1)	11	(1)	仙台支店ほか
福島県	2	(—)	2	(—)	福島支店ほか
東京都	1	(—)	1	(—)	東京支店
合計	78	(1)	80	(2)	

きたぎんビジネスサービス株式会社　：本社（盛岡市）ほか１支店

ロ　リース業

きたぎんリース・システム株式会社　：本社（盛岡市）

ハ　その他

きたぎんユーシー株式会社　：本社（盛岡市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	667
リース業	84
その他	18
合計	770

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	店舗の新築	285
合計		285

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きたぎんビジネスサービス株式会社	岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号	銀行事務代行業務	昭和61年12月15日	百万円 15	% 100.00	子会社
きたぎんユーシー株式会社	岩手県盛岡市材木町２番23号	クレジットカード信用保証業務	昭和63年２月22日	20	100.00	子会社
きたぎんリース・システム株式会社	岩手県盛岡市材木町２番23号	リース業務 計算受託業務	平成２年２月１日	80	100.00	子会社

(注)　上記子会社３社を含めた当年度の経常収益は25,663百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,622百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫262金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合130組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連717（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ＡＴＭセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤安紀	取締役会長 (代表取締役)		
柴田克洋	取締役頭取 (代表取締役) (監査部担当)		
石塚恭路	専務取締役 (代表取締役) (人事部、市場国際部、事務システム部担当)		
佐藤達也	専務取締役 (経営企画部、総務部、営業統括部担当)		
瀬川光夫	常務取締役 (審査部、リスク管理部担当)		
太田　稔	取締役 (社外役員)	学校法人盛岡大学 理事長	
村田嘉一	取締役 (社外役員)		
藤田克弘	取締役 営業統括部長		
坂本篤志	取締役 事務システム部長		
杣　顕	取締役 東京支店長兼 東京事務所長		
下村　弘	取締役 経営企画部長		
樋澤正光	常勤監査役		
菊池　敬	常勤監査役		

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴　田　義　春	監　　査　　役 (社　外　役　員)	第一商事株式会社 代表取締役社長	
山　添　勝　寛	監　　査　　役 (社　外　役　員)	株式会社岩手日報社 顧問	
小笠原　弘　治	監　　査　　役 (社　外　役　員)	株式会社マルイチ 代表取締役会長	
(当事業年度中に退任した役員)			
髙　橋　義　則	取　　締　　役 人　事　部　長		平成29年６月23日 任期満了により退任

(注) 1. 取締役のうち太田稔及び村田嘉一の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
また、取締役太田稔及び村田嘉一の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 監査役のうち柴田義春、山添勝寛及び小笠原弘治の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。また、平成30年４月25日付で監査役山添勝寛氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として追加指定し、同取引所に届け出をいたしました。

3. 当事業年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。

4. 当事業年度中に新たに就任した取締役
平成29年６月23日開催の第113期定時株主総会において、杣顕及び下村弘の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支 給 人 数	報　　酬　　等
取　締　役	12名	162 (45)
監　査　役	5名	36
計	17名	199 (45)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成29年６月23日任期満了により退任した取締役１名を含んでおります。
3. 報酬等には以下のものを含んでおります。
株式報酬型ストックオプション報酬額
取締役　　９名　　45百万円
なお、報酬以外の金額を括弧内に内書表示しております。
4. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
5. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与34百万円を含んでおりません。
6. 取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
(1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額10百万円）
（平成25年６月21日開催の第109期定時株主総会決議）
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
(2) 年額60百万円（平成25年６月21日開催の第109期定時株主総会決議）
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認いただいております。
7. 監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
年額60百万円（平成25年６月21日開催の第109期定時株主総会決議）

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
太　田　　稔	学校法人盛岡大学理事長
村　田　嘉　一	該当事項はありません。
柴　田　義　春	第一商事株式会社代表取締役社長
山　添　勝　寛	株式会社岩手日報社顧問
小笠原　弘　治	株式会社マルイチ代表取締役会長

（注）　柴田義春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社、山添勝寛氏が顧問を務める株式会社岩手日報社及び小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチとの間に貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
太　田　　稔	15年９ヶ月	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
村　田　嘉　一	６年９ヶ月	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。
柴　田　義　春	13年９ヶ月	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会11回のうち10回に出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山　添　勝　寛	9年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会11回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。
小笠原　弘　治	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会11回のすべてに出席しました。	審議議案等において公正な意見表明を行いました。 また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	－

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）に掲げる内容に対する意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	12,000千株
発行済株式の総数	8,793千株

(2) 当年度末株主数

6,890名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	700千株	8.18%
明治安田生命保険相互会社	462	5.40
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	176	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	173	2.02
北日本銀行従業員持株会	173	2.02
株式会社みずほ銀行	150	1.75
住友生命保険相互会社	136	1.59
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	116	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	116	1.36
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.16

（注）1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式235,049株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	名称 (新株予約権の割当日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使期間	権利行使価額 (1株当たり)	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	第1回株式報酬型新株予約権 (平成25年7月8日)	136個	普通株式 13,600株	平成25年7月9日 ～ 平成55年7月8日	1円	6名
	第2回株式報酬型新株予約権 (平成26年7月9日)	118個	普通株式 11,800株	平成26年7月10日 ～ 平成56年7月9日	1円	7名
	第3回株式報酬型新株予約権 (平成27年7月8日)	101個	普通株式 10,100株	平成27年7月9日 ～ 平成57年7月8日	1円	7名
	第4回株式報酬型新株予約権 (平成28年7月11日)	143個	普通株式 14,300株	平成28年7月12日 ～ 平成58年7月11日	1円	7名
	第5回株式報酬型新株予約権 (平成29年7月10日)	151個	普通株式 15,100株	平成29年7月11日 ～ 平成59年7月10日	1円	9名
社外取締役	—	—	—	—	—	—
監査役	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 権利行使についての主な条件

新株予約権者は、当行の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北光監査法人 代表社員　佐々木政徳 代表社員　林　謙志	37	監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は37百万円であります。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

内部統制システム構築の基本方針（平成27年５月13日取締役会決議）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1) 取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。
   (2) コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
   (3) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。
   (4) 営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。
   (5) 使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。
   (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。
   (7) 反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (1) リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。
   (2) リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
   (3) リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。
   (4) 頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。

(5) 重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
(6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定期的（原則として月１回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
(2) 社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
イ 当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況を定期的に報告を求める。
ロ 当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ 当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。
ロ 子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ 当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。
ロ 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

ロ 子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。

6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制

当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）を置くことが必要となり求められた場合には、取締役と監査役が協議のうえ必要な人員を配置する。

(2) 監査役会規程の定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(2) 補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

(3) 監査役が監査役会事務局の職員に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。

9. 当行の監査役への報告に関する体制

(1) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ 取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。

ロ 取締役及び使用人は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。

ハ 監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。

二　内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。
ホ　監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。
(2)　子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び職員は、当行のコンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じて又は直接当行の監査役へ報告する。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査役へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、あらかじめ提示を受けた監査役が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査役よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)　代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
(2)　監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
(3)　監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

体制の運用状況の概要

当事業年度においては、各種法令・規程等に則り以下のとおり運用いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

コンプライアンス・マニュアルの内容について、各種研修において22回、コンプライアンス・ミーティングにおいて５回、周知徹底を図りました。また、コンプライアンス報告制度を見直し、その内容について、各種研修において22回、コンプライアンス・ミーティングにおいて３回、周知徹底を図りました。

毎月１回開催のコンプライアンス委員会においてコンプライアンス状況について、四半期毎開催の反社会的勢力等対策委員会において反社取引状況や対応方針などについて、それぞれ総合的に把握・管理し分析・評価を行い、半期毎に取締役会へ報告しました。

内部監査部署による営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性監査の結果について、毎月の頭取及び常務会への報告、半期毎の取締役会への概要報告をそれぞれ行いました。コンプライアンス態勢及び反社会的勢力等の排除態勢の徹底を目的にコンプライアンス委員会の毎月開催及び反社会的勢力等対策委員会の８回開催、内部通報制度の周知徹底を目的にコンプライアンスミーティングの１回開催、内部監査部署による法令等遵守態勢の適切性・有効性監査の実施及び取締役会への結果報告を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

規程に基づき、役職員の職務執行に係る情報へのアクセスを確保するための文書の保存・管理を目的に、保管部署、保存期間、保管方法・場所、廃棄方法について明確化し、適切な運用に努めました。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

半期毎策定のリスク管理方針及び重点施策、前期評価について、取締役会はリスク管理統括部署より報告を受け、その内容や履行状況について審議しました。

毎月１回開催のリスク管理委員会において、各種リスクの状況の把握・管理に努めました。

内部監査部署による営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性監査の結果について、毎月の頭取及び常務会への報告、半期毎の取締役会への概要報告をそれぞれ行いました。

当事業年度の緊急危機対応の発動機会はなく、緊急危機対策本部は設置しておりませんが、立ち上げの模擬訓練を２回実施しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会を11回開催し、経営上の重要事項の意思決定を行ったほか、常務会を原則として毎週１回及び必要に応じ随時開催し、機動的に業務執行について協議、決議を行いました。

また、社則など経営の基本となる規程に基づき、当行経営全般にわたる基本的基準や各職位の基本的任務とその職務権限を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、当行業務の円滑かつ効率的な運営を図りました。

5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制について

規程に基づき、子会社の経営内容の的確な把握及び連結財務報告の適切性確保を目的とした定期的及び随時の報告要請、当行グループの業務の運営円滑化及び適正性確保を目的としたグループ社長会の毎月１回開催、子会社を含めた統合的リスク管理を目的としたリスク管理委員会の毎月１回開催、子会社の業務ごとに管理する当行担当部署の明確化、当行の内部監査部署による子会社のコンプライアンス態勢･リスク管理態勢の適切性・有効性監査の結果の頭取及び常務会への報告並びに取締役会への概要報告、などを実施しました。

6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制について

規程に基づき、整備した財務報告の適切性・信頼性を確保するための内部統制態勢について運用を行いました。また、「財務報告に係る内部統制評価」の評価結果・状況等について、取締役会へ報告しました。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

当事業年度においては、監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という。）の設置を要請していないため補助職員は設置しておりませんが、規程に定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たっております。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当事業年度においては、監査役が補助職員の設置を要請していないため補助職員は設置しておりませんが、規程に定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役より指示を受けた業務については、監査役の指揮命令に従っております。

9. 当行の監査役への報告に関する体制について

監査役は全取締役に対し、法令等に基づく監査役への報告義務事項の有無の確認を２回実施したほか、業務執行状況確認を目的とした稟議書等重要文書の閲覧及び重要な会議への出席、内部監査部署より監査結果報告の受領及び内部監査部署との毎月１回情報交換を実施しました。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

規程等に基づき監査役は、コンプライアンス報告制度の運用状況を確認し、有効に機能しているか監視し検証しました。

また、コンプライアンス報告制度を見直し、その内容について、各種研修において22回、コンプライアンス・ミーティングにおいて３回、周知徹底を図りました。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役より半期毎に予算申請された監査費用や、費用の前払いまたは事後償還の請求について、それぞれ適切かつ速やかに処理を行いました。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

代表取締役と監査役会の意見交換等を目的とした代表取締役の監査役会への２回出席、情報共有及び連携強化を目的とした会計監査人、内部監査部署及び監査役会との情報・意見交換会の２回開催、監査役の公認会計士等専門家への適宜助言要請など、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備し、適切に運用しました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第114期末（平成30年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**133,358**	**預金**	**1,337,806**
現金	26,513	当座預金	29,341
預け金	106,844	普通預金	634,315
コールローン	**7,117**	貯蓄預金	14,280
買入金銭債権	**341**	通知預金	4,625
商品有価証券	**219**	定期預金	633,814
商品国債	219	定期積金	10,043
有価証券	**368,946**	その他の預金	11,385
国債	92,187	**譲渡性預金**	**3,000**
地方債	143,130	**社債**	**3,000**
社債	66,106	**その他負債**	**2,705**
株式	14,652	未払法人税等	67
その他の証券	52,869	未払費用	848
貸出金	**890,770**	前受収益	214
割引手形	3,066	従業員預り金	336
手形貸付	21,834	給付補塡備金	1
証書貸付	787,103	金融派生商品	0
当座貸越	78,766	資産除去債務	177
外国為替	**501**	その他の負債	1,057
外国他店預け	466	**賞与引当金**	**332**
取立外国為替	35	**退職給付引当金**	**1,727**
その他資産	**7,746**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**113**
前払費用	12	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,345**
未収収益	1,111	**支払承諾**	**5,214**
金融派生商品	0	**負債の部合計**	**1,356,245**
その他の資産	6,621	（純資産の部）	
有形固定資産	**16,546**	**資本金**	**7,761**
建物	3,210	**資本剰余金**	**4,989**
土地	12,058	資本準備金	4,989
その他の有形固定資産	1,277	**利益剰余金**	**45,128**
無形固定資産	**853**	利益準備金	3,500
ソフトウェア	798	その他利益剰余金	41,627
その他の無形固定資産	54	圧縮積立金	220
前払年金費用	**422**	別途積立金	39,840
繰延税金資産	**145**	繰越利益剰余金	1,566
支払承諾見返	**5,214**	**自己株式**	**△764**
貸倒引当金	**△7,259**	**株主資本合計**	**57,114**
		その他有価証券評価差額金	**6,284**
		土地再評価差額金	**5,109**
		評価・換算差額等合計	**11,393**
		新株予約権	**170**
		純資産の部合計	**68,678**
資産の部合計	**1,424,923**	**負債及び純資産の部合計**	**1,424,923**

第114期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**23,304**
資金運用収益	16,239	
貸出金利息	12,338	
有価証券利息配当金	3,743	
コールローン利息	57	
預け金利息	89	
その他の受入利息	10	
役務取引等収益	2,496	
受入為替手数料	815	
その他の役務収益	1,680	
その他業務収益	130	
外国為替売買益	60	
国債等債券売却益	70	
その他経常収益	4,438	
貸倒引当金戻入益	755	
償却債権取立益	225	
株式等売却益	2,860	
その他の経常収益	596	
経常費用		**21,162**
資金調達費用	373	
預金利息	337	
譲渡性預金利息	0	
借用金利息	0	
社債利息	34	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	3,060	
支払為替手数料	145	
その他の役務費用	2,915	
その他業務費用	3,858	
商品有価証券売買損	1	
国債等債券売却損	3,799	
国債等債券償還損	57	
営業経費	13,417	
その他経常費用	452	
貸出金償却	77	
株式等売却損	110	
株式等償却	1	
金銭の信託運用損	1	
その他の経常費用	260	
経常利益		**2,142**
特別損失		**129**
固定資産処分損	25	
減損損失	104	
税引前当期純利益		**2,012**
法人税、住民税及び事業税	140	
法人税等調整額	463	
法人税等合計		**603**
当期純利益		**1,409**

第114期末（平成30年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	133,409	預金	1,334,525
コールローン及び買入手形	7,117	譲渡性預金	3,000
買入金銭債権	341	借用金	677
商品有価証券	219	社債	3,000
有価証券	367,970	その他負債	3,920
貸出金	885,519	賞与引当金	341
外国為替	501	退職給付に係る負債	1,861
リース債権及びリース投資資産	5,790	役員退職慰労引当金	6
その他資産	9,371	睡眠預金払戻損失引当金	113
有形固定資産	16,614	ポイント引当金	9
建物	3,210	再評価に係る繰延税金負債	2,345
土地	12,058	支払承諾	5,214
その他の有形固定資産	1,345	負債の部合計	1,355,017
無形固定資産	928		
ソフトウェア	872	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	55	資本金	7,761
退職給付に係る資産	345	資本剰余金	4,989
繰延税金資産	313	利益剰余金	47,607
支払承諾見返	5,214	自己株式	△764
貸倒引当金	△7,616	株主資本合計	59,593
		その他有価証券評価差額金	6,284
		土地再評価差額金	5,109
		退職給付に係る調整累計額	△136
		その他の包括利益累計額合計	11,257
		新株予約権	170
		純資産の部合計	71,022
資産の部合計	1,426,039	負債及び純資産の部合計	1,426,039

第114期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**25,663**
資金運用収益	16,223	
貸出金利息	12,328	
有価証券利息配当金	3,737	
コールローン利息及び買入手形利息	57	
預け金利息	89	
その他の受入利息	10	
役務取引等収益	2,562	
その他業務収益	2,632	
その他経常収益	4,245	
貸倒引当金戻入益	604	
償却債権取立益	225	
その他の経常収益	3,415	
経常費用		**23,190**
資金調達費用	383	
預金利息	337	
譲渡性預金利息	0	
借用金利息	9	
社債利息	34	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	2,600	
その他業務費用	5,984	
営業経費	13,743	
その他経常費用	478	
その他の経常費用	478	
経常利益		**2,472**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**129**
固定資産処分損	25	
減損損失	104	
税金等調整前当期純利益		**2,343**
法人税、住民税及び事業税	262	
法人税等調整額	459	
法人税等合計		**721**
当期純利益		**1,622**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,622**

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

株式会社　北日本銀行
　取　締　役　会　御中

北 光 監 査 法 人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　佐々木　政徳　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　謙志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

株式会社　北日本銀行
　取　締　役　会　御中

北 光 監 査 法 人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　佐々木　政徳　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　謙　志　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び北光監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月14日

株式会社 北日本銀行　監査役会

常勤監査役　樋　澤　正　光　㊞

常勤監査役　菊　池　　敬　㊞

社外監査役　柴　田　義　春　㊞

社外監査役　山　添　勝　寛　㊞

社外監査役　小笠原　弘　治　㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

議　案　剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金　銭	
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式１株につき配当総額	金30円 256,761,810円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年６月25日（月曜日）	

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	1,000,000,000円
2	増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	1,000,000,000円

以　上

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図

会　場　**北日本銀行本店 ３階 大会議室**

岩手県盛岡市中央通一丁目６番７号
電話　(019) 653-1111（代表）



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

■ 交通のご案内

JR盛岡駅
- バス乗り場**６番線**　盛岡バスセンター経由　乗車
- バス乗り場**15番線**　盛岡都心循環バスでんでんむし号（右回り）乗車

→ **中央通一丁目バス停** 下車 → 徒歩2分 → **北日本銀行本店**

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。